

第 1 回 美幌町選挙管理委員会会議結果（要旨）

- 1 開催日時 令和 5 年 2 月 1 0 日(金) 午後 4 時 59 分～午後 5 時 49 分
- 2 開催場所 美幌町保健福祉総合センター シャキッとプラザ会議室
- 3 出席委員 松本 光伸、早田 眞二、横山 直樹、石川 真里子
- 4 議事内容 次のとおり

議案番号	件名及び要旨	顛末
承認第 1 号 (非公開)	<p>専決処分について（在外選挙人名簿からの抹消について）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>今回の抹消者 男性 1 名</p> <p>在外選挙人名簿登録者数 男性 7 名、女性 9 名、合計 16 人</p>	承認
議案第 1 号	<p>投票所の指定について（知事・道議）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>第 1（シャキッとプラザ集団健診ホール）、第 2（美幌小学校体育館） 第 3（東陽小学校玄関ホール）、第 4（北中学校玄関ホール） 第 5（旭小学校体育館）、第 6（上美幌保育所） 第 7（報徳地区農作業準備休憩施設）、第 8（福住公民館） 第 9（田中地区農作業準備休憩施設）、第 10（豊岡自治会館）</p>	決定
議案第 2 号	<p>投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて（知事・道議）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における投票所の閉鎖時刻の繰り上げを北海道選挙管理委員会に届出をする。</p> <p>第 6～第 10 午後 8 時から午後 6 時に繰り上げ</p>	決定
議案第 3 号	<p>ポスター掲示場総数の減少について（知事）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>北海道知事選挙におけるポスター掲示場設置総数の減少について北海道選挙管理委員会と協議をする。</p> <p>政令基準掲示数 84 箇所、減少数 25 箇所、設置総数 59 箇所</p>	決定
議案第 4 号	<p>ポスター掲示場総数の減少について（道議）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>北海道議会議員選挙におけるポスター掲示場設置総数の減少について北海道選挙管理委員会と協議をする。</p> <p>政令基準掲示数 84 箇所、減少数 25 箇所、設置総数 59 箇所</p>	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 5 号	<p>ポスター掲示場設置場所の指定について（知事）</p> <hr/> <p>北海道知事選挙用 59 箇所 （投票区内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 8 箇所 ・ 第 2 9 箇所 ・ 第 3 9 箇所 ・ 第 4 9 箇所 ・ 第 5 9 箇所 ・ 第 6 5 箇所 ・ 第 7 2 箇所 ・ 第 8 2 箇所 ・ 第 9 4 箇所 ・ 第 10 2 箇所 	決定
議案第 6 号	<p>ポスター掲示場設置場所の指定について（道議）</p> <hr/> <p>北海道議会議員選挙用 59 箇所 （投票区内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 8 箇所 ・ 第 2 9 箇所 ・ 第 3 9 箇所 ・ 第 4 9 箇所 ・ 第 5 9 箇所 ・ 第 6 5 箇所 ・ 第 7 2 箇所 ・ 第 8 2 箇所 ・ 第 9 4 箇所 ・ 第 10 2 箇所 	決定
議案第 7 号	<p>期日前投票所の指定について（知事・道議）</p> <hr/> <p>場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室 期間 令和 5 年 3 月 2 4 日～令和 5 年 4 月 8 日 （臨時の期日前投票所）</p> <p>場所 美幌町字東町 2 丁目 7 番地の 1 東町集会室 期間 令和 5 年 4 月 6 日</p> <p>場所 美幌町字東 1 条南 3 丁目 5 番地の 1 みなみまち集会室 期間 令和 5 年 4 月 7 日</p>	決定
議案第 8 号	<p>期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ及び繰り上げについて（知事・道議）</p> <hr/> <p>東町集会室</p> <p>開会時刻を午前 8 時 3 0 分から午後 2 時に繰り下げ 閉鎖時刻を午後 8 時から午後 5 時に繰り上げ</p> <p>みなみまち集会室</p> <p>開会時刻を午前 8 時 3 0 分から午後 2 時に繰り下げ 閉鎖時刻を午後 8 時から午後 5 時に繰り上げ</p>	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 9 号	不在者投票事務を取り扱う場所について（知事・道議） ----- 場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室	決定
議案第 10 号	開票の場所及び日時について（知事・道議） ----- 場所 美幌町字新町 1 丁目 3 7 番地の 1 美幌町コミュニティセンター大集会室 日時 令和 5 年 4 月 9 日 午後 9 時から	決定
議案第 11 号	開票管理者及び同職務代理者の選任について（知事・道議） ----- 北海道知事及び北海道議会議員選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任する。 開票管理者 松本光伸 同職務代理者 早田眞二	決定
議案第 12 号	美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙の期日及びこれを告示する日を定めることについて（町長・町議） ----- 告示日 令和 5 年 4 月 1 8 日 選挙期日 令和 5 年 4 月 2 3 日	決定
議案第 13 号	選挙長及び同職務代理者の選任について（町長・町議） ----- 美幌町長及び美幌町議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任する。 開票管理者 松本光伸 同職務代理者 早田眞二	決定
議案第 14 号	投票所の指定について（町長・町議） ----- 第 1（しゃきっとプラザ集団健診ホール）、第 2（美幌小学校体育館） 第 3（東陽小学校玄関ホール）、第 4（北中学校玄関ホール） 第 5（旭小学校体育館）、第 6（上美幌保育所） 第 7（報徳地区農作業準備休憩施設）、第 8（福住公民館） 第 9（田中地区農作業準備休憩施設）、第 10（豊岡自治会館）	決定
議案第 15 号	投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて（町長・町議） ----- 美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙における投票所の閉鎖時刻を次のとおり繰り上げる。 第 6～第 10 午後 8 時から午後 6 時に繰り上げ	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 16 号	<p>ポスター掲示場設置総数の減少について（町長・町議）</p> <hr/> <p>美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙におけるポスター掲示場設置総数を次のとおり減少する。</p> <p>政令基準掲示数 84 箇所、減少数 25 箇所、設置総数 59 箇所</p>	決定
議案第 17 号	<p>ポスター掲示場設置場所の指定について（町長・町議）</p> <hr/> <p>美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙用 59 箇所 （投票区内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 8 箇所 ・第 2 9 箇所 ・第 3 9 箇所 ・第 4 9 箇所 ・第 5 9 箇所 ・第 6 5 箇所 ・第 7 2 箇所 ・第 8 2 箇所 ・第 9 4 箇所 ・第 10 2 箇所 	決定
議案第 18 号	<p>期日前投票所の指定について（町長・町議）</p> <hr/> <p>場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室 期間 令和 5 年 4 月 1 9 日～令和 5 年 4 月 2 2 日 （臨時の期日前投票所）</p> <p>場所 美幌町字東町 2 丁目 7 番地の 1 東町集会室 期間 令和 5 年 4 月 2 0 日</p> <p>場所 美幌町字東 1 条南 3 丁目 5 番地の 1 みなみまち集会室 期間 令和 5 年 4 月 2 1 日</p>	決定
議案第 19 号	<p>期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ及び繰り上げについて（町長・町議）</p> <hr/> <p>東町集会室</p> <p>開会時刻を午前 8 時 3 0 分から午後 2 時に繰り下げ 閉鎖時刻を午後 8 時から午後 5 時に繰り上げ</p> <p>みなみまち集会室</p> <p>開会時刻を午前 8 時 3 0 分から午後 2 時に繰り下げ 閉鎖時刻を午後 8 時から午後 5 時に繰り上げ</p>	決定
議案第 20 号	<p>不在者投票事務を取り扱う場所について（町長・町議）</p> <hr/> <p>場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室</p>	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 21 号	<p>開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことについて（町長・町議）</p> <p>-----</p> <p>美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙の開票事務は、選挙会の事務に併せて行う。</p>	決定
議案第 22 号	<p>選挙会の場所及び日時について（町長・町議）</p> <p>-----</p> <p>場所 美幌町字新町 1 丁目 3 7 番地の 1 美幌町コミュニティセンター大集会室</p> <p>日時 令和 5 年 4 月 2 3 日 午後 9 時から</p>	決定
議案第 23 号	<p>投票及び開票の順序について（町長・町議）</p> <p>-----</p> <p>投票の順序 美幌町長選挙をしてから美幌町議会議員選挙をする。 開票の順序 同時に行う。</p>	決定
議案第 24 号	<p>投票用紙の様式を定めることについて（町長・町議）</p> <p>-----</p> <p>町長選挙一般投票用 紙質：BP コート 110、紙色：白色、刷色：黒色 町長選挙点字投票用 紙質：上質紙、紙色：白色、刷色：黒色 町議選挙一般投票用 紙質：BP コート 110、紙色：浅黄色、刷色：黒色 町議選挙点字投票用 紙質：上質紙、紙色：浅黄色、刷色：黒色</p>	決定
議案第 25 号	<p>選挙公報の規格について（町長・町議）</p> <p>-----</p> <p>1 美幌町長選挙公報の規格 2 人以下＝四六判八ツ切片面印刷 3 人＝四六判四ツ切片面印刷 6 人以下＝四六判四ツ切両面印刷 ※ 1 面の掲載区画を 3 区画とする。</p> <p>2 美幌町議会議員選挙公報の規格 四六判四ツ切 4 ページとし、1 面の掲載区画は原則として 6 区画とする。 19 人以下は、四六判四ツ切 2 ページとし、1 面の掲載区画は 10 区画以下とする。</p>	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 26 号	<p>選挙長の職務を行う場所について（町長・町議）</p> <p>-----</p> <p>美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙において選挙長の職務を行う場所は次のとおりである。</p> <p>職務を行う場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室</p> <p>※ただし、令和 5 年 4 月 1 8 日は、午前 1 0 時まで美幌町民会館中ホールとし、令和 5 年 4 月 2 3 日は、午後 0 時から美幌町コミュニティセンター大集会室とする。</p>	決定
協議案第 1 号	<p>当選証書の付与の場所及び日時について（町長・町議）</p> <p>-----</p> <p>場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地 美幌町役場 2 階第 2 会議室</p> <p>日時 令和 5 年 4 月 2 4 日 午前 1 0 時から</p>	決定
報告第 1 号	<p>立候補予定者に対する説明会の場所及び日時について（町長・町議）</p> <p>-----</p> <p>場所 美幌町字東 2 条北 4 丁目 9 番地 美幌町民会館 3 階中ホール</p> <p>日時 令和 5 年 2 月 2 8 日 午後 3 時から</p>	承認

- ※非公開 (1) 法令等により非公開とされている場合
(2) 美幌町情報公開条例第 10 条各号に定める非公開情報に該当した場合
(3) 公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
【美幌町選挙管理委員会規程第 13 条】